

平成26年度 宗像市小・中学校

「宗像市子ども基本条例」に基づく取り組みについて

宗像市教育委員会（子ども部 子ども育成課）

1. 趣 旨

平成24年4月1日に「宗像市子ども基本条例」が施行された。この条例は、子どもの権利及び健全な成長が保障されることを目的としている。そこで、子どもの権利の当事者である児童生徒が様々な教育活動を通して、子どもの権利について正しく理解し、自分の権利と同じように他者の権利を尊重し、お互いを思いやる心を育み、宗像市子ども基本条例が掲げる子どもの権利の知識の普及と意識の啓発を図る。

2 実施内容

【小学校として実施する事項】

- ① 「11月20日は宗像市子どもの権利の日」ののぼり旗を掲示すること。
- ② 1年生へ「宗像市子ども基本条例」のパンフレット（子ども版）を配布すること。
- ③ 「宗像市子どもの権利の日」（11月20日）に子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を行うこと。

【中学校として実施する事項】

- ① 「11月20日は宗像市子どもの権利の日」ののぼり旗を掲示すること。
- ② 「宗像市子どもの権利の日」（11月20日）に子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を行うこと。

【小・中学校が選択して実施する事項】

- ① 各学級での朝の会や帰りの会等で指導すること。
- ② 校内や各学級に啓発を促す掲示を行うこと。
- ③ 全校集会や学年集会で指導すること。
- ④ 全校放送で指導すること。
- ⑤ 様々な校内行事などで子ども基本条例を紹介すること。
- ⑥ 子ども基本条例や子どもの権利に関する職員研修を行うこと。
- ⑦ 家庭教育学級や講演会等で、保護者や地域住民へ啓発すること。

3 実施方法

- (1) 小学校として実施する事項の①・中学校として実施する事項の①については、11月の一カ月間を目安とし、掲示後は各校でのぼり旗を保管する。
- (2) 小学校として実施する事項の②については、11月20日の「宗像市子どもの権利の日」に配布する。配布の際には、「配布時の担任へお願い」にある原稿を参考に説明をする。
- (3) 小・中学校が選択して実施する事項については、各校の実態に合わせて、できる範囲で実施する。
- (4) 小学校として実施する事項の③・中学校として実施する事項の②については、次項「4 宗像市子どもの権利の日（11月20日）の授業について」のとおり実施する。

4 宗像市子どもの権利の日（11月20日）の授業について

(1) 学習目標

自分も他人もお互いの権利を大切にして暮らすための、知識・技能・態度を学習する。

(2) 実施時期

毎年11月20日 「宗像市子どもの権利の日」

ただし、カリキュラム上、子どもの権利の日で実施が困難な場合は、前後で柔軟に変更できる。

(3) 実施内容

基本姿勢として、下表のような段階を考えて系統的に取り組んでいく。

小学校から8年生（中学校2年生）までは、道徳や学級活動、各教科などの授業の中で、具体的な生活場面や事例を題材にして学習を進め、子どもの権利については、導入や終末に位置付けて扱う。

9年生（中学校3年生）は、社会科の公民的分野と関連させながら、発展的な内容として「権利・条例」そのものを学習対象として位置付ける。

各学年	指導内容
9年生 (中学校3年生)	主に「すべての人にやさしく、希望に満ちたまち」(前文) 世界の子どもの問題について考える。
8年生 (中学校2年生)	主に「意見を表明する権利」(第7条) 意思決定に参加すること。 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。
7年生 (中学校1年生)	主に「豊かに育つ権利」(第6条) 生活のリズムが守られること。 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。
6年生 (小学校6年生)	主に「自分らしく生きる権利」(第5条) プライバシーが守られること。 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
5年生 (小学校5年生)	主に「安心して生きる権利」(第4条) 平和で安全な環境の下で生活すること。 あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。 健全な発達を阻害する環境から守られること。
4年生 (小学校4年生)	主に「意見を表明する権利」(第7条) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を 伸ばす機会が得られること。 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
3年生 (小学校3年生)	主に「豊かに育つ権利」(第6条) 学ぶこと。 遊ぶこと。
2年生 (小学校2年生)	主に「安心して生きる権利」(第4条) 命が守られ、尊重されること。 愛情及び理解をもって育まれること。 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
1年生 (小学校1年生)	主に「自分らしく生きる権利」(第5条) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。 自分で考え、判断し、行動すること。

(4) 留意点

- ① 平成26年度から宗像市の全小・中学校、全学級で毎年実施する。
- ② 実施状況をp. ●●の【提出様式●●】により、2学期末に子ども部 子ども育成課まで報告する。

提出様式●●

FAX 送信表

0940-37-3046

※ 送信表は不要です。

子ども基本条例に関する取り組み調査票

送信先 宗像市教育委員会 子ども部 子ども育成課 宛

送信元

小 中 学校

当てはまるところに○や数字を入れてください。

今年度の子ども基本条例に関する学校での取り組みについて、下記のように回答します。

- () のぼり旗を掲示した。(期間 月 日 ~ 月 日)
- () 子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を行った。または行う予定。
→○の場合、実施した、または実施する予定の学級数は、() 学級
- () 朝の会や帰りの会等で指導した。
→○の場合、実施した学級数は、() 学級
- () 校内や各学級に啓発を促す掲示を行った。
- () 全校集会や学年集会で指導した。
- () 全校放送で指導した。
- () 様々な校内行事などで子ども基本条例を紹介した。
- () 子ども基本条例や子どもの権利に関する職員研修を行った。
- () 家庭教育学級や講演会等で、保護者や地域住民への啓発した。
- () その他()
- () 特に取り組んでいない。

授業の実施報告

- (例) 2年●組 道徳 主題名「生きるよろこび」3-(1) 資料名「ぼく」
- 6年●組 社会 単元「暮らしの中の政治」 基本的人権の学習の中で扱う。

